



【新型コロナワクチン】 規定量が不足したワクチン接種について

1. 概要

令和4年4月24日、本市が実施する新型コロナワクチン接種会場において、規定より少ない量のワクチン接種をしたことが判明いたしました。

(使用ワクチン モデルナ社 規定量 0.25mlとするところ、0.15mlで接種)

2. 該当接種候補者

10名(10名のうち3名が規定量より少ない量で接種をしたが、特定はできない)

3. 経過

○令和4年4月24日(日)午前9時より接種開始。

○9時20分頃、薬剤師が充填した2バイアル分38本を接種ブース(3カ所)に市職員が配布。

○接種担当看護師が充填不足に気づき、市職員に報告。市職員は、直ちに接種ブースから注射器を回収したが、3本は回収できず、3名に接種したことが判明する。

4. 薬液充填から接種までの流れ

市は薬液充填業務を一般社団法人習志野市薬剤師会に委託している。

充填した注射器は、規定量になっているか薬剤師間でダブルチェックを行い、チェック済の注射器を市職員が、接種ブースに配布している。

5. 原因

○ダブルチェックをしていなかった

○規定量の認識の誤り

6. 該当接種候補者10名への対応

候補者となる10名に対し、経緯を説明し謝罪するとともに、国の見解(半量の0.125ml以上が接種されていれば1回の接種として数える)を説明いたします。

7. 再発防止対策等

委託先である習志野市薬剤師会へ指導し、チェックの徹底をする。

問合せ先

健康福祉部健康支援課

電話：047-489-5736